

地域農業経営基盤強化促進計画作成（案）公告

白石市公告 第 7 号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告、縦覧する。

利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画（案）について縦覧期間満了日まで、当市に意見書を提出することができる。

令和7年3月7日

白石市長 山 田 裕



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区
白石地区（小下倉、郡山）
斎川地区（斎川）
大平地区（森合、中目、坂谷）
大鷹沢地区（大町、鷹巣、三沢）
白川地区（内親、津田、小奥、犬卒都婆）
福岡地区（蔵本、長袋、八宮）
深谷地区（深谷）
小原地区（小原）
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧期間
自 令和7年3月8日
至 令和7年3月21日
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧場所
白石市市民経済部農林課
白石市福岡長袋字陣場が丘12-13（白石市農林振興センター内）
白石市ホームページ
- 4 地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見について
 - （1）提出先 白石市市民経済部農林課
 - （2）提出方法 意見を記載した書面を郵送、ファックス又は持参により提出
 - （3）提出期限 令和7年3月21日
 - （4）意見書の処理方法
意見に対する個別の対応は行わず、促進計画を公告する際に意見の要旨及び

処理結果を併せて公告する。

(5) 注意事項

ア 住所、氏名、職業を記載（法人の場合、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載のこと）

イ 意見書は日本語によること

ウ 促進計画（案）以外に対しては意見書を提出できない